

社会福祉法人あしたばの会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしたばの会（以下「法人」という。）定款第9条及び定款第23条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

- 2 常勤役員に対しては、別表2に基づき報酬を支給する。ただし、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表3に定める年間総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条各項に規定する報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するも

のを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議で行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、評議員会の議決のあった日から施行することとし、平成29年6月20日から適用する。

附則 この規程は、評議員会の議決のあった日（令和3年6月26日）から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則 この規程は、評議員会の議決のあった日（令和5年6月24日）から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則 この規程は、定款変更が認可されその効力が発生した日（令和5年8月15日）から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員（手取り額）	13,000円	350,000円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
役員（常勤）	180,000円	3,000,000円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	報酬月額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事（手取り額） （理事長以外）	13,000円	—	500,000円

理事（手取り額） （理事長）	13,000 円	—	
監事（手取り額）	13,000 円	—	200,000 円

（注1）会議出席の日にあわせて法人・施設の業務を行った場合、また、同一日に開催される評議員会・理事会の両方に出席した場合でも、それぞれで支給することはせず、上記の日額を1日分の報酬として支給する。

（注2）評議員会、理事会が書面決議になる場合も会議出席とみなし、上記を適用する。